

令和4年度青森県大型獣捕獲講習会委託業務仕様書

1 目的

本県では、指定管理鳥獣であるニホンジカやイノシシの目撃件数が年々増加し、その範囲も県全域に拡大していることから、県内の農林業被害や生態系への影響等が懸念されている。

また、ツキノワグマについても、出没件数や人身被害件数が増加しており、今後の人身被害等の拡大が懸念される場所である。

一方、これらを捕獲する狩猟者の減少や高齢化などにより、持続的な狩猟体制を維持することが困難な状況であり、かつ、多くの狩猟者は鳥類や小動物を狩猟対象としているため、大型獣の捕獲技術を有する狩猟者は少ない状況にある。

そこで、現在ニホンジカの目撃情報が増加傾向にある東青地域の狩猟者を中心に指定管理鳥獣等の捕獲に必要な狩猟技術の向上を図るとともに、人獣共通感染症の予防対策として、捕獲した個体の適切な解体処理技術の知見を有した狩猟者を養成するため、令和4年度青森県大型獣捕獲講習会（以下「講習会」という。）を開催するものである。

2 業務実施期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

3 業務内容

（1）講習会の企画立案

ア 講習会及び実習の内容の決定等

上記1の目的を達成するため、狩猟者の養成に必要な講習及び実習の内容を決定し、これらを実施するために必要な講師及びスタッフ等の体制を構築すること。なお、講習及び実習は以下の内容をすべて含めること。

（ア）知識講習（1日）

狩猟者の養成に必要な知識を習得するため、以下の項目について座学により講習を行うこと。なお、下記aについては、青森県環境生活部自然保護課（以下「自然保護課」という。）職員を講師とし、下記bからeについては、受託者又は外部からの識者等を講師とする。

- a 青森県の野生鳥獣管理対策
- b 全国の野生鳥獣と東北のいま
- c 動物種による被害対策の考え方
- d 大型獣類の捕獲方法とその種類
- e 効率化・省力化を目指したICT等最新技術の活用
- f その他

（イ）狩猟技能講習（1日）

大型獣類捕獲のために必要な射撃の技能を習得するため、射撃場における射

撃講習を行うこと。

(ウ) 狩猟及び解体実習（1泊2日）

大型獣類の狩猟に必要な知識や技能を習得するため、実際の巻狩り猟等の見学及び実習を行うこと。また、大型獣類の適切な解体及び処分技術を習得するため、実際の解体見学及び実習を行うこと。

イ 実施計画の策定

上記アの講習及び実習等の内容（当日のタイムテーブルを含む。）、実施時期及び実施場所を記載した実施計画を策定すること。なお、当該実施計画は事前に自然保護課に提出し、その内容について了承を得ること。

(2) 講習会の運営及び実施

ア 日程調整及び会場の手配

上記（1）イの実実施計画に基づき、各講習及び実習を実施するための日程調整を行うとともに、会場の手配を行うこと。なお、会場借上げに係る経費については、すべて本業務に含めて確保すること。

イ 必要物品等の手配

各講習及び実習を実施する際に必要な物品及び移動時に必要なバス借上げ等について、すべて本業務に含めて調達すること。なお、受講者、講師及びスタッフ等の食費は本業務に含めないこと。

ウ 関係団体等への連絡及び協力依頼

各講習及び実習の実施の地方公共団体及び猟友会等、講習会を実施するために協力依頼が必要な関係団体等に対し、講習会の内容説明及び協力依頼を行うこと。なお、関係団体等へ自然保護課から連絡等が必要な場合は、事前に自然保護課と協議すること。

エ 受講者の募集及び管理

一般社団法人青森県猟友会の協力のもと、講習会の受講者を募集するとともに、受講者への開催案内及び出欠管理を行うこと。なお、対象となる受講者の定員及び要件は以下のとおりとする。

(ア) 定員 おおむね 15 名

(イ) 要件

a 青森県内に現住所があり、20歳から概ね65歳以下の健康な者

b 狩猟免許（第一種銃猟免許）を取得しており、かつ、大型獣類の捕獲が可能な猟銃を所持している者

※ 併せて、わな猟免許を取得している者又は今後取得予定の者が望ましい。

※ ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月法律第88号）（以下「鳥獣保護管理法」という。）第52条により狩猟免許が取り消された場合は、それ以降の受講を認めない。

- c 一般社団法人青森県猟友会に入会している者であり、東青地域での狩猟を行う予定がある者
- d 過去に鳥獣保護管理法等に抵触する違反行為をしていない者又はそのおそれがない者
- e 暴力団又は暴力団員の統制の下にない者

オ 講習及び実習の実施

講習及び実習を行う会場の設営、受講者の出欠確認、講師等の案内及び司会進行等、講習及び実習の実施に必要な業務を行うこと。

4 成果品

業務完了後、実施報告書を提出すること。提出に当たっては、紙媒体1部と当該データが書き込まれた電子媒体（CD-R等）とすることとし、当該データのファイルフォーマットについては県と協議すること。なお、実施報告書には以下の項目をすべて含むこと。

- (1) 業務員名簿
- (2) 講習及び実習の実施日程
- (3) 講習及び実習の実施概要
- (4) 講習及び実習で使用した資料及びテキスト等
- (5) 受講者名簿

5 特記事項

- (1) 業務員には、環境省の鳥獣保護管理に係る人材登録事業で登録されている「鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（ただし、専門とする鳥獣としてニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマをすべて含む者に限る。）」を1名以上含むこと。
- (2) 当該業務を実施するに当たり、関係する地方公共団体、猟友会及び狩猟に関連する法令を所管する機関（国有林を所管する林野庁等）との連携を密にし、手続の不備等により業務実施に支障が出ないようにすること。
- (3) 本業務の実施において問題等が発生した場合は、速やかに自然保護課に内容を報告すること。
- (4) その他、本業務に必要な事項がある場合は、別途自然保護課と協議すること。
- (5) 猟銃など危険を伴う用具の取扱いも含まれることから、傷害保険等の加入や関係法令の遵守、安全対策の確保を最優先にして事業を実施すること。